

一時帰国者用（失効後6か月を越え3年を経過しない）

⑥失効免許の再取得（受験）について

～住民登録がなく、有効期限が切れてから6か月を超え3年を経過せず、かつ、一時帰国してから1か月を経過しない方～

※国外転出者を除く、外国人の方は外務省等発行身分証明書類が無ければ手続できません。

1 受付について

- (1) 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日及び年末年始等の閉庁日を除く）
- (2) 午後1時00分から午後1時30分（出来る限り時間に余裕を持ってお越し下さい）

※ 受付終了時間までに、書類（申請書作成を含む）の準備及び適性試験を終了されていない方は、窓口で受付をお断りする場合があります。

2 必要書類等

- (1) 有効期限の切れた運転免許証等（マイナ免許証の場合、マイナンバーカード必須）
※運転免許証紛失の場合、保有形態によっては手続き出来ないか時間が掛かる場合があります。
- (2) 一時帰国先の世帯主の本籍記載の住民票（発行日から6か月以内のもの）
- (3) 本人の戸籍謄本又は抄本（発行日から6か月以内のもの）
- (4) 身分証明書（資格確認書・学生証・パスポート・マイナンバーカードなど）
※ 有効期間の定めのあるものは有効期間内のもの。
マイナンバーカードは通知カードでは不可。
- (5) 居住証明書（外国人の方は駐日大使館等公的機関等発行住所確認書類が必須）
※ 様式例は宮城県運転免許センターのホームページにも掲載があります。
- (6) 写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）（撮影日から6か月以内のもの）
- (7) 更新連絡書（ある方のみ）
- (8) 手数料

受験手数料	1免種につき	1,950円
	※ 免種毎に加算されます	上記×種目数
交付手数料	希望する保有形態により最大基本料	2,450円
	例) 従来どおり免許証のみの交付	2,350円
	1免種増える毎に	+200円
講習受講料 (対面講習)	優良講習(30分)	500円
	一般講習(60分)	800円
	違反講習・初回講習(120分)	1,400円
	※ 更新連絡書の講習区分とは異なりますので受付窓口でご確認下さい。	
	※ 失効前にオンライン講習を受けていた場合でも当日に講習と受講料が必要になる場合があります。	

- (9) 講習終了証明書等（高齢者講習、特定任意講習等を受けた方）
※申請手続き時に70歳以上の方については、事前に高齢者講習を受講してください。
- (10) やむを得ない理由を証明する書類等
やむを得ない理由で更新できなかった方は、これらを証明する書類（パスポート、出入国記録等）が必要です。これにより、失効以前の運転経歴が継続されます。
※パスポートの場合、出入国において自動化ゲートを利用された方は、スタンプが省略されますので、スタンプがない場合は他の証明資料として、法務省からの出入国記録、又は、その他の疎明資料等が必要となる場合があります。
- (11) 外国の運転免許証（※海外で受けていた免許期間や滞在期間確認が可能な方）

3 受験手続きの流れ

- (1) 申請書・質問票の作成
- (2) 失効免許の確認等
- (3) 適性試験
- (4) 受付窓口へ申請
- (5) 特定失効者講習（高齢者講習、特定任意講習等を受けた方を除く）
- (6) 運転免許証等の交付（即日）

※ 運転免許の有効期限が切れてから運転しますと、無免許運転になります。

[問い合わせ先] 平日のみ 8:30～17:15 音声ガイダンスに従って操作してください

宮城県運転免許センター（試験係） TEL 022-373-3601

石巻運転免許センター TEL 0225-83-6211

古川運転免許センター TEL 0229-22-8011

仙南運転免許センター TEL 0224-53-0111